

川子相発第17号
令和8年5月1日

川口市監査委員 西原 信一郎 様
同 金井 洋 様
同 関 由紀夫 様
同 飯塚 孝行 様

川口市長 岡村 ゆり子



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和7年10月30日執行の子ども部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（子育て相談課）

子育て相談課の補助金等において、概算払の精算手続きが、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和7年度の「埼玉県里親会南はなみずき会助成金」について、補助事業等実績報告書を令和8年3月31日に収受のうえ同日に交付確定し、4月3日に精算命令書を作成し、会計管理者に送付しました。

